

令和7年2月14日
こ成母第127号

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

令和6年度母子保健衛生費の国庫補助（令和6年度補正予算分）について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付要綱」により行うこととされ、令和6年12月17日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付要綱

（通則）

- 1 令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知）及び「母子保健医療対策総合支援事業（令和6年度補正予算分）の実施について」（令和7年※月※日こ成母第※号こども家庭庁成育局長通知）に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
 - （1）都道府県、指定都市及び中核市が行う性と健康の相談センター事業のうち「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知）の別添2の3(12)(13)の事業
 - （2）都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う乳幼児健康診査実施支援事業
 - （3）都道府県が行う入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業
 - （4）次に掲げる事業
 - ア 市町村が行う産後ケア施設改修費等支援事業
 - イ 民間団体等が行う産後ケア施設改修費等支援事業に対して、市町村が補助する事業（間接補助事業）
 - （5）市町村が行う妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業に対して、都道府県が補助する事業（間接補助事業）

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3のうち、(4)イ及び(5)を除く事業(直接補助事業)

- ① 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(2) 3のうち、(4)イの事業(間接補助事業)

- ① 施設ごとに、別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額の合計額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(3) 3のうち、(5)の事業(間接補助事業)

- ① 市町村ごとに、別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額の合計額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後において

も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(9) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

(1) から (3) まで、(7) 及び (8) に掲げる条件。

ただし、(1) から (3) まで及び (8) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、(8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(7) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとし、(7) のただし以降の記載は削除するものとする。

(11) 市町村は、間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

① (1) から (6) 及び (8) に掲げる条件。

ただし、(1) から (3) まで及び (8) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「市町村長」と、(4) 及び (5) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは、「市町村長の承認」と、(5) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「市町村」と、(4) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4) の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

②事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の

終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) (11)により付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長（保健所設置市及び特別区の長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときは、これを取りまとめるうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) (1)以外で都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）がこの補助金の交付を受ける場合

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、別紙様式第2による申請書を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書を6に定める申請手続の例により、別に定める日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

8 都道府県知事は、3の事業についてこども家庭庁長官の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-2又は別紙様式第3-2により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

- 9 こども家庭庁長官は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(概算払)

- 10 こども家庭庁長官は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- 市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、令和7年4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日まで)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。
- (2) (1)以外で都道府県等がこの補助金の交付を受けた場合
- 都道府県知事等は、別紙様式第4による報告書を令和7年4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日まで)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、3の事業についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	性と健康の相談センター事業	<p>1 医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援加算</p> <p>7,700 円（実際の相談費用の 7 割相当額を上限とする。）×相談件数</p> <p>2 性と健康の相談支援センターや委託先の医療機関等のオンライン相談の初期設備整備加算</p> <p>1 か所あたり 130,000 円</p>	性と健康の相談センター事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2
	乳幼児健康診査実施支援事業	<p>1 都道府県事業</p> <p>1 都道府県あたり 2,715,000 円</p> <p>2 市町村事業</p> <p>（1）専門職等派遣費用等支援</p> <p>1 市町村あたり 939,000 円</p> <p>（2）研修費用支援</p> <p>① 3～6, 9～11 か月児健康診査</p> <p>1 市町村あたり 300,000 円</p> <p>② 5 歳児健康診査</p> <p>1 市町村あたり 300,000 円</p>	乳幼児健康診査実施支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助及び交付金	1/2
	入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業	<p>1 環境改善のための医療機関内の修繕の実施</p> <p>1 医療機関あたり 7,500,000 円</p> <p>2 環境改善のための物品等の購入</p> <p>医療機関の小児患者に係る 1 床あたり 20,000 円</p>	入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業に必要な需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品	1/2

			購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、	
	産後ケア施設改修費等支援事業	1施設当たり 31,874,000円	産後ケア施設改修費等支援事業に必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	1/2
間接補助事業	産後ケア施設改修費等支援事業	1施設当たり 31,874,000円	産後ケア施設改修費等支援事業に必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2/3
	妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業	妊婦1人につき、市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0.8を乗じて得た額	妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2/3

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）調書

補助事業者名

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	補 助 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫補 助金相当額	支 出 済 額	うち国庫補 助金相当額	
母子保健衛生対策費	円			円	円		円	円	円	円	
16 母子保健衛生費 補 助 金											

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあつては款、項、目、節を、歳入にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
 なお、歳出にあつては国庫補助金（事業費）に対応する経費の配分の目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。
- 2 「予算現額」は歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第2

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

〔 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 〕

1 国庫補助金申請額 金 円

（※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること）

2 国庫補助金所要額調書 [様式1]

3 添付書類

(1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

(2) その他参考資料

〔 (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式1-2] 〕
〔 (4) 市町村長から提出のあった交付申請書 〕

※（ ）内については、交付要綱6（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付決定通知書

市町村名

令和 年 年 月 日第 号で申請のあった令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年 年 月 日こ成母第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和7年〇月〇日こ成母第〇号こども家庭庁長官通知の別紙「令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙様式第3

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）の
変更交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

（ また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 ）

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 国庫補助金申請額 | 金 | 円 |
| | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| | 今回増加額 | 金 | 円 |
- （※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること）

- 2 国庫補助金所要額調書 [様式2]

3 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
(2) その他参考資料

（ (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式2-2]
(4) 市町村長から提出のあった交付申請書 ）

※（ ）内については、交付要綱6（1）の例により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）変更交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日こ成母第※※号で交付決定された令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）については、令和 年 月 日 第 号申請に基づき、令和 年 月 日こ成母第 号をもって、決定の内容を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和7年〇月〇日こ成母第〇号こども家庭庁長官通知の別紙「令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
内今回追加交付（減少）額	金	円
- この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙様式第4

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）の
事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。

〔 また、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 〕

1 国庫補助金精算額 金 円

（※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること）

2 国庫補助金精算額調書 [様式3]

3 添付書類

(1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本

(2) その他参考資料

(3) 国庫補助金精算額市町村別集計表 [様式3-2]

(4) 市町村長から提出のあった事業実績報告書

※（ ）内については、交付要綱11（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

番 号

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付額確定通知書

市町村名

令和 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）については、令和 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日こ成母第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

別紙様式第5

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ成母第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付要綱5（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。